

見守り 新鮮情報

第141号

5年前、定期預金の口座を作ろうと銀行に出向いたところ、**定期預金より利率が高く**、しかも**元本保証**の金融商品があると**ノックイン型の投資信託**を紹介された。元本保証があるなら良いと思い**900万円**の契約をした。

それから

数年後、株価が下落した際に担当者から連絡があったので、「元本保証ですよね」と確認したところ、「株価が一定の金額以下になると**元本保証はなくなる**」と言われた。そのような説明は契約時には**聞いていない**し、元本割れの可能性があるなら**契約はしなかった**。元本割れをしたので補償を求めたい。(80歳代 男性)



元本保証だと思っていたのに… 投資信託のトラブル

ひとこと助言



- 投資信託に関する相談が増加しています。中でも契約当事者が60歳以上の相談が全体の約8割を占めており、その割合も増えています。
- 契約前に「元本割れするとは説明されなかった」という相談や、説明があっても契約する消費者にとっては十分でなく、誤解からトラブルが起きているケースもあります。
- 投資信託は預貯金とは異なり元本が保証されるものではないことを認識し、契約する場合は慎重に判断することが大切です。
- 投資信託の中には、リスクや仕組みが複雑な商品もあります。十分に理解できない場合は契約は控えましょう。
- 心配なときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。